

第7期 鳴門市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



徳島県
鳴門市
平成30年3月

計画策定の趣旨

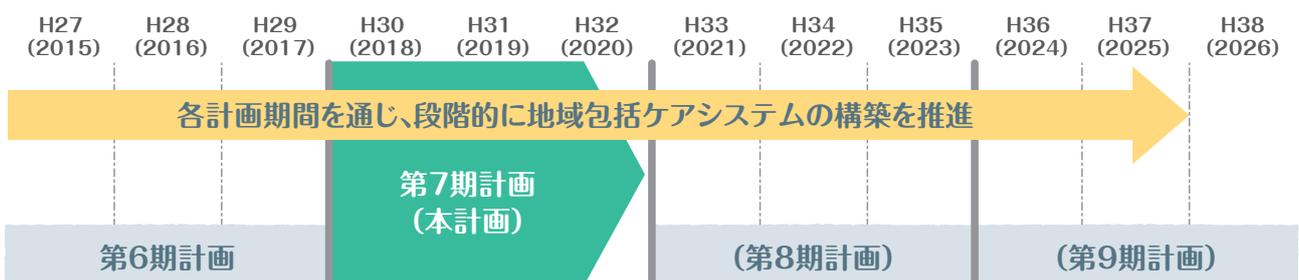
現在、我が国では少子高齢化と人口減少が急速に進展しています。更に団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には、後期高齢者は2,000万人を超えると予測されており、医療や介護等の社会保障費の増大や医療介護関係従事者の不足、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の増加等の諸課題が顕在化する「2025年問題」が懸念されています。

そこで、鳴門市の平成37(2025)年を見据え、市民や医療・介護事業者、関係団体等が共有できる共通の目標を定め、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保等に向けた具体的に取り組むべき施策を示すため、「第7期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

今後は、本計画を基本として、本市の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域において、可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の個々の状態に応じた介護保険サービスや介護予防事業をはじめとする地域支援事業の提供や各種の高齢者福祉施策の推進を図ります。

計画の期間

本計画の期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。



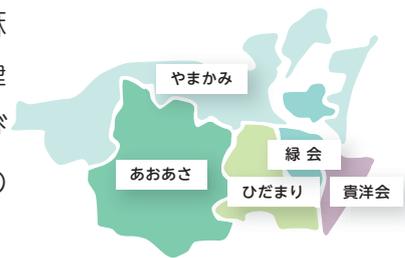
計画の位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「第六次鳴門市総合計画」及び福祉分野の理念計画としての位置づけをもつ「鳴門市地域福祉計画」の実現に向けて高齢者福祉に関する個別計画の役割を担うとともに、「健康なと21(第二次)」等の市の関連計画や国の施策、徳島県が策定する「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」のほか、関連する施策・計画との整合性を踏まえ策定しています。



日常生活圏域の設定

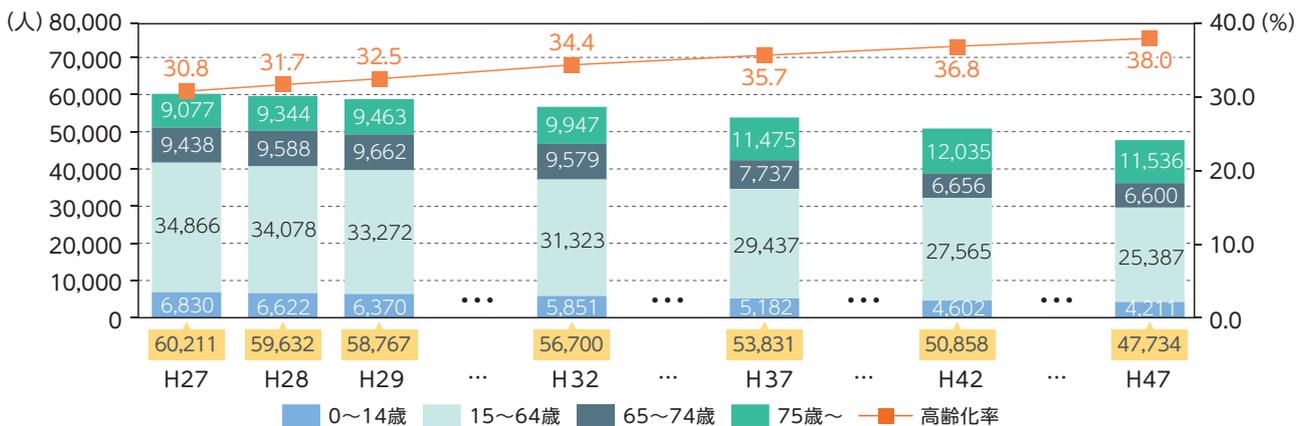
本市では、日常生活圏域として、おおあさ(大麻町全域)、貴洋会(川東及び里浦町)、ひだまり(大津町及び撫養町木津)、緑会(川西(木津を除く)及び鳴門西)、やまかみ(瀬戸町、北灘町及び鳴門東)の5圏域を設定しており、本計画においても、この5圏域を設定します。



鳴門市の高齢者の状況

本市の人口は、平成10(1998)年をピークに、毎年500人程度、減少する傾向が続いています。年齢階層別では、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、高齢化率は平成29(2017)年には32.5%となっています。

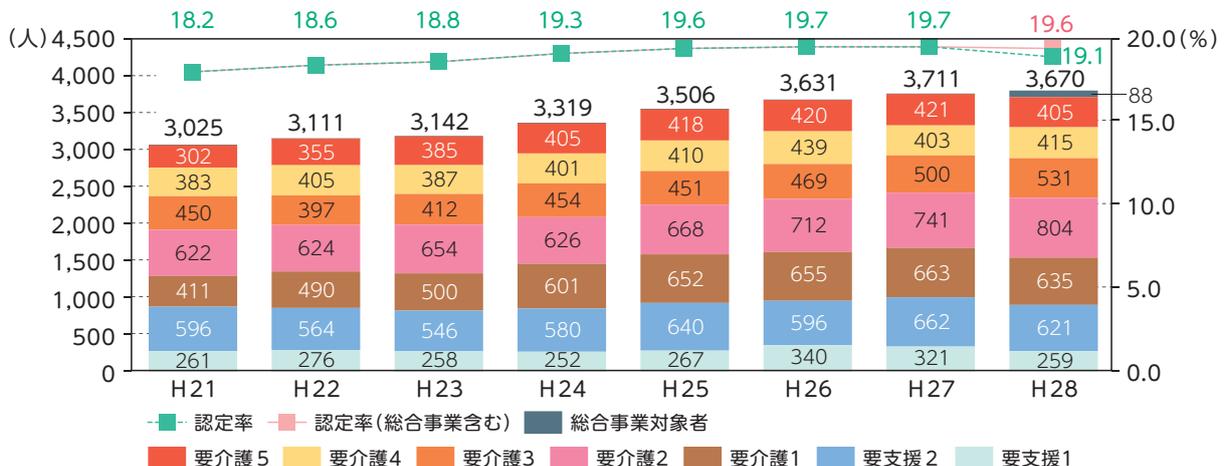
■年齢階層別人口と高齢化率の推移及び推計



鳴門市の認定者の状況

平成28(2016)年度より、介護認定を受けずとも、簡易なチェックリストで総合事業対象者となることで、従前と同等もしくは基準が緩和されたサービスを利用できる「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始した影響で、直近の認定者数・認定率は、ともに減少しています。

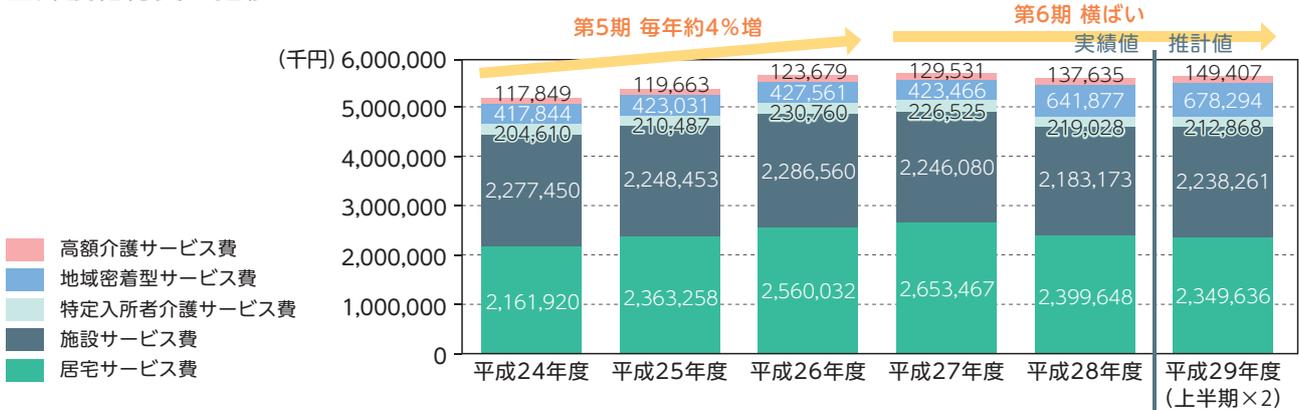
■認定者数・認定率の推移



鳴門市の 給付費の状況

第5期計画期間である平成24(2012)年度から平成26(2014)年度まで、給付費は毎年約4%増加していましたが、第6期計画期間では、平成27(2015)年度の介護報酬改定(△2.27%)の影響や一部の利用者に対する利用料の自己負担割合の引き上げ、要支援領域の訪問介護・通所介護サービスの介護予防・日常生活支援総合事業への移行等、総給付費が減額する要因が重なり、比較的落ち着いた動きで推移しています。

■介護給付費の推移

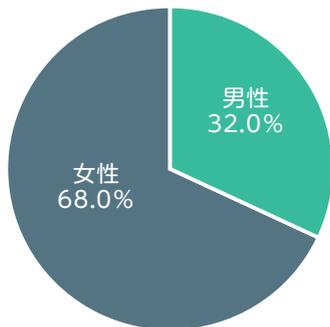


鳴門市の 介護の状況

主な介護者の性別をみると、女性が68.0%、男性が32.0%と女性が男性の約2倍となっています。主な介護者が不安を感じる介護についてみると、「認知症状への対応」が約3割と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「入浴・洗身」、「夜間の排泄」となっています。介護の実態に即した具体的な不安が示されています。(在宅介護実態調査結果より)

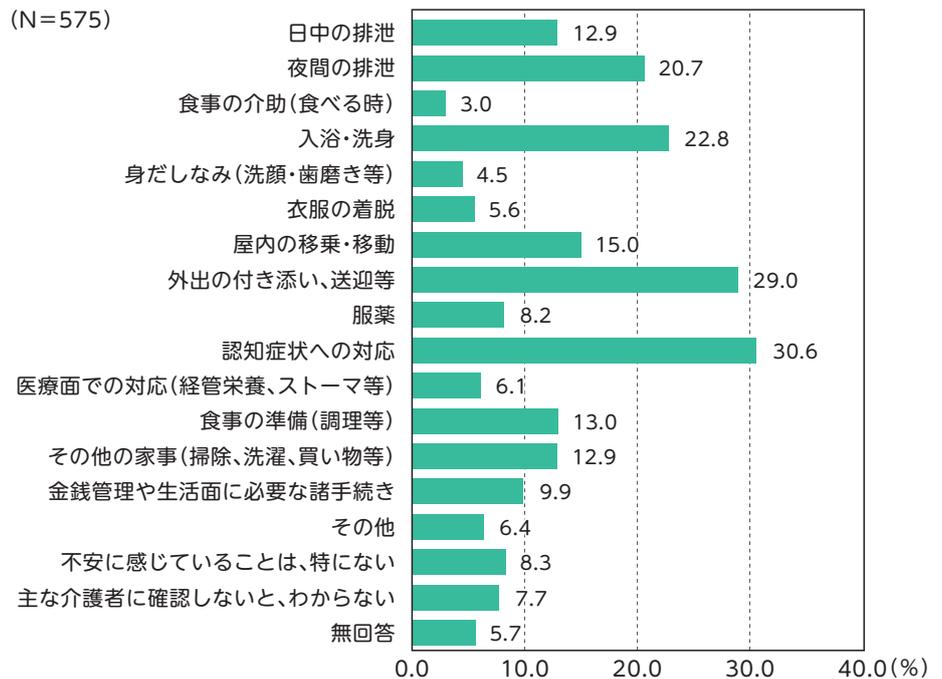
■主な介護者の性別

(N=605)



■主な介護者が不安を感じる介護

(N=575)



計画の 基本理念

本市では、これまで、高齢になり介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、多様な主体が様々なサービスやサポートを提供する「地域包括ケアシステム」の構築や介護保険制度の適正で円滑な運営に向けた取り組みを進めてきました。平成37(2025)年を目前に控え、これまでの成果や課題を踏まえつつ、地域の実情やニーズに即した取り組みを進めていく必要があり、上位計画との整合性等を踏まえ、次の2点を本計画の基本理念とします。

『地域包括ケアシステムの深化・推進』 『介護保険制度の持続可能性の確保』

計画の 基本目標

本市の目指す2025年の高齢社会像や本計画の基本理念を実現していく上で重要な11の視点を踏まえた7つの基本目標を設定し、基本目標の実現に向けた施策体系を整備・推進することにより、計画の進捗を図ります。

基本目標 1 いつまでも健康でいきいきと暮らしていける

従前のような市が実施主体の取り組みに加え、住民が主体的に介護予防に取り組める環境づくりや中長期的なロードマップに基づきリハビリテーション専門職等との連携強化等による、効果的な介護予防事業の展開、元気高齢者やNPO法人等の多様な主体によるサービス提供体制づくり等の視点から各種施策を展開します。



- 本市の状況に合わせた効果的な介護予防事業の展開
- 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 高齢者が健康を自ら支えるための取り組みの推進(健康づくり)

基本目標 2 地域で支え合いながら心豊かに暮らしていける

ちょっとした困りごと等の支援のため、地域の住民の支え合いや助け合いの活動の充実といった視点から各種施策を展開します。

- 生活支援サービス・サポートの充実(生活支援体制整備事業の推進)



基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らしていける

地域包括ケアシステムの中核をなす地域包括支援センターの機能強化や医療と介護の連携等について、各種施策を展開します。



- 地域包括支援センターの機能強化
- 在宅医療と介護の連携の推進
- 介護離職ゼロ(介護者家族への支援)に向けた取り組み
- 自立生活の支援のための福祉施策

基本目標 4 誰もが尊厳をもって暮らしていける

認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、新オレンジプランを指針として各種施策に取り組むとともに、様々な機関と連携し、地域で認知症の人を支える仕組み・体制づくりの構築を図ります。また、基本目標の達成に向けて、認知症施策の推進のみならず、虐待防止や成年後見制度の利用促進にも視点を置き、各種施策を展開します。

- 認知症施策の推進
- 高齢者虐待の防止
- 権利擁護・成年後見制度の利用促進

基本目標 5 安心して暮らせる住まいの確保と防災対策の推進

高齢者が安全かつ安心して暮らしていけるよう、住宅改造等の支援や災害発生時の支援体制づくりの充実を図ります。

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- 防災対策の推進

基本目標 6 社会参加しながら生きがいをもって暮らしていける

就労や社会参加等による活躍の場を創造できるよう、各種施策を展開します。

- 就労機会の拡充と社会参加の推進



基本目標 7 介護サービスの質の向上及び適正実施に向けた取り組み

ケアマネジメント点検や介護認定の適正化等の取り組みを通じ、介護保険の適正実施に努めるとともに、総合相談業務や介護相談員の派遣等によって、市民からの相談に適切に対応するなど、介護サービスの質の向上に向けた取り組みも推進します。

- 利用者に対する支援
- 介護給付費等適正化事業の推進
- 介護保険サービスを安心して利用できる環境の整備
- 事業所への適切な指導及び監査体制の構築
- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みへの対応

介護保険 事業の見通し

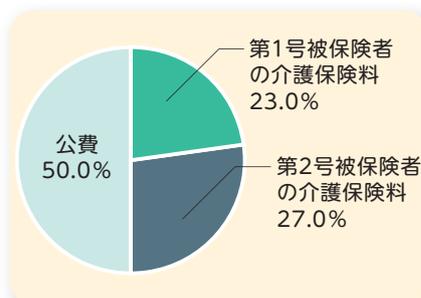
鳴門市の介護保険給付にかかる費用 ※総給付費

16,320,808/千円 (第6期) → 17,110,080/千円 (第7期)

介護保険の財源と構造

介護保険制度の財源は公費と介護保険料で負担されます。第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。

高齢者数の増加により、平成30(2018)年8月から、第1号被保険者の負担率が22.0%から23.0%に引き上げられます。



第1号被保険者の保険料(月額)の算定

第6期基準額 5,760円 → 第7期基準額 6,360円

■平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの所得段階別介護保険料

| 所得段階 | | 基準値に対する割合 | 金額 (円/月) |
|------------|---|-----------|----------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯、市民税非課税世帯で本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下 | 基準値×0.45 | 2,862円 |
| 第2段階 | 市民税非課税世帯で本人の年金収入+合計所得金額が80万円を超え120万円以下 | 基準値×0.75 | 4,770円 |
| 第3段階 | 市民税非課税世帯で第1、第2段階に該当しない | 基準値×0.75 | 4,770円 |
| 第4段階 | 市民税課税世帯で本人非課税かつ本人の年金収入+合計所得金額が80万円以下 | 基準値×0.90 | 5,724円 |
| 第5段階 (基準値) | 市民税課税世帯で本人非課税であり、第4段階に該当しない | 基準値×1.00 | 6,360円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が40万円未満 | 基準値×1.10 | 6,996円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が40万円以上120万円未満 | 基準値×1.20 | 7,632円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満 | 基準値×1.30 | 8,268円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満 | 基準値×1.50 | 9,540円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満 | 基準値×1.70 | 10,812円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上800万円未満 | 基準値×1.90 | 12,084円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上 | 基準値×2.10 | 13,356円 |

計画策定の体制



①計画策定委員会の設置

「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定に必要な審議を行いました。

②アンケート調査の実施

介護予防の充実等を検討することを目的とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、介護サービスのあり方等を検討することを目的とした「在宅介護実態調査」を行いました。

③関係団体等意見交換会の実施

サービス提供事業者や高齢者を支える関係団体を対象とした意見交換会を実施しました。

④パブリックコメントの実施

「鳴門市パブリックコメント手続実施要綱」に基づく意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

計画の進捗管理

本計画の実施状況については、新たに設置される「鳴門市地域ケア推進会議」において、毎年度、市民委員による外部点検を行うほか、「計画(P)・実行(D)・検証(C)・改善(A)」による自己点検を実施し、計画の進捗管理を図ります。



第7期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【概要版】

発行年月:平成30年3月

発行:鳴門市

編集:鳴門市 健康福祉部長寿介護課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL:088-684-1175 FAX:088-684-1321